

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
1	P 3 6 2 生活の安定に資するための支援 (2) 子どもの生活支援 ②食育等の推進に関する支援 ア) フードドライブを広めることにより、……。	「フードバンク活動への周知・協力」「学校と連携した食料支援の推進」について追記してください。	1	【修正加筆等意見反映】 P 3 6の(2)の②のア)に次のとおり加筆修正します。 ②フードバンク活動への周知・協力を図るとともに、フードドライブなど学校と連携した食料支援を推進することにより、栄養状態・生活状況などに応じた必要な栄養量が確保できるようにし、子どもの健やかな発育・発達を支援します。 担当課に子ども福祉課を追加します。
2	P 2 1 5 具体的な支援の課題 (2) 生活の安定に資するための支援 ③子どもの居場所づくりに関する支援 P 3 6 2 生活の安定に資するための支援 ③ひとり親世帯や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援	子どもへの支援に取り組む様々な団体の活動を支えるための支援を追記してください。	1	【記述済み】 P 5 0の(1)の②において、子どもの居場所の周知と後方支援を行っていくこととしています。
3	P 2 0 5 具体的な支援 (1) 教育の支援 ⑤大学等の進学支援 P 2 1 5 具体的な支援の課題 ③子どもの居場所づくりに関する支援 ④子どもの就労に関する支援 P 2 6 1 教育の支援 (2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実 ②就学支援の充実：ア)～オ)	生活困窮から抜け出す道筋を幼い頃から思い描かせてあげられるよう、学校や地域における積極的な子どものキャリア教育の取り組みを追加してください。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
4	P 1 8 4 「子どもの貧困」に対する社会の理解促進 P 2 3 第3章 計画の基本理念と基本方針 1 計画の基本理念	子育て支援は山梨県の発展につながる未来への投資であることを周知し、取り組んでいくことを追記してください。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
5	P 5 0 3 連携・協働にかかる具体的な施策の方向性 (1) 各種機関、団体等の連携・協働 ②と③のア)～ウ)	「連携・協働の推進」に加えて運営を支えるという文言も追加してください。	1	【記述済み】 P 5 0の(1)の②において、運営者等への後方支援を行っていくこととしています。
6	P 3 目標4 質の高い教育をみんなに P 1 7 3 アウトリーチ・伴走型支援体制の構築 スクールソーシャルワーカー活用事業 P 1 9 5 具体的な支援の課題 (1) 教育の支援	①支援を必要とする保護者へ周知すること。 ②スクールソーシャルワーカーの活動について、ほぼ一か月空白期間ができていくことへの改善。 ③不登校児のための代替的な学びの場に行く意思のある子どものための交通手段を用意すること。 ④行っていない学校への予算や支援費をフリースクールや居場所などへの就学費援助に回すこと。 ⑤県と市町村で補助を出すこと、近隣の市町村と協働で支援場所を複数用意したり、または送迎用の車両を用意したりすること。	1	【その他】 スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について、学校にも周知が進み、対応件数が年々増加しております。 ご意見をいただいた通り、限られた時間の中で活動しなければならないことから、児童生徒及び家庭への十分な支援が叶わないことや年度途中で年間活動時間分を完遂してしまうことが課題としてあげられております。 児童生徒や家庭が抱える問題の多様化、複雑化に対し、包括的なアセスメントに基づいた支援をしていけるようスクールソーシャルワーカーの更なる周知を行うとともに学校をサポートできる体制づくりが図られるよう、今後も努力してまいります。
7	P 1 7～P 1 8 3 アウトリーチ・伴走型支援体制の構築 4 「子どもの貧困」に対する社会の理解促進 P 2 5～ 第4章 具体的な施策の方向性 第5章 各種機関、団体等との連携・協働	SNS 上で要支援者向けの相談サイトの開設や検索されやすい検索ワードで、支援窓口や支援紹介サイトへ誘導したり、定期的なつぶやきでフォロワーを増やして支援サイトを閲覧する人を増やすなどして、要支援者との接触機会を増やす方法などは計画できないでしょうか？	1	【実施段階検討】 P 5 0の(1)の③の施策を進める中で検討していくこととします。
8	P 2 3 第3章 計画の基本理念と基本方針 1 計画の基本理念	山梨のすべての子供たちが安心して生活出来るような県の仕組み作りをして欲しいです。 県が負担する形で高校生の医療費の助成を県全体で統一することが	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
		出来ないのでしょうか。		
9	素案概要版に、具体的な施策の方向性2「生活の安定に資するための」の所にある「保護者の生活支援」	保護者がダブルケア（複数の課題をケアする状況）をしていないか実態を把握できるための取り組みを入れて欲しい。	1	【実施段階検討】 P33の2の(1)保護者の生活支援の施策を進めていく中で、検討していくこととします。
10	P15 子どもの相対的貧困率10.6% 出典「やまなし子どもの生活アンケート」	アンケートに回答しましたが、あなたの収入はどのくらいですか？の質問には答えなくても良いとあったはずですが、どのように算出しているのでしょうか？正確な値なのか？全国で比べられる値なのか？	1	【その他】 収入についてご回答いただいた方のみで子どもの相対的貧困率を算出しています。 算出方法は、国（厚生労働省）と同様の方法で行っています。
11	P11 ひとり親世帯数調査開始以来最多	児童扶養手当の財源は増やしているか？以前受けていたが毎年基準が変わり受けられなくなった。増えているにもかかわらず、予算が変わっていないとすれば受けられる人の比率が少なくなっているのでは？	1	【その他】 児童扶養手当は所得や扶養の数等を元にその年の基準に従って算定しています。 この算定された額に対しては法令上、県等が必ず負担するものとなっていることから、その算定された額と同額を予算執行しています。
12	P13 母子世帯の正規雇用率本県は低い状況	正規雇用とするよう、子育ての支援や雇用主への働きかけはしているのか？	1	【記述済み】 P38の3の(1)に、経済団体等への要望活動による支援を行っていくこととしています。
13	P17 子どもの貧困は行政や支援機関から見えにくく、支援が必要とも認識していない	児童扶養手当など申請書提出の際に声をかけてみては、当事者同士の繋がりを作ることも必要では、孤立しがちで、支援制度がある事の情報交換の交流をお手伝いしては・・・	1	【実施段階検討】 児童扶養手当などの申請手続きの際には、相談時間を設けていますが、今後、情報交換の交流について、施策を進める中で検討していくこととします。
14	P17 支援制度の状況	全世帯に対し給食費無料、医療費高校3年生まで無料、修学旅行費の補償を考えてください。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
15	P19 学校と福祉部門を繋げる役割を担うスクールソーシャルワーカー	学校の先生の業務負担が多いので、保健室やスクールソーシャルワーカーが担当する、スクールソーシャルワーカーも身分保障をする。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
16	P 2 1 親が不在でも子供が参加しやすい	山梨は足がないと子どもだけでは行けないので送迎の支援や地域毎で参加出来る居場所を作ってほしい。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
17	P 2 6 地域による学習支援	受験には対応できるレベルの支援内容の充実をお願いしたい。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
18	P 2 6 高等学校等の授業料支援制度	非課税対象とせず、対象者の幅を増やしてほしい、高校の制服が高い、業者の見直しやネット販売で価格を下げしてほしい、部活もユニホーム学校持ちで貸与するなどお金がかからず参加出来る様配慮してほしい。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
19	P 2 8 給付金制度	返済不要の奨学金制度をお願いしたい。	1	【記述済み】 高校については、P 2 8に記述のある施策を進めて参ります。 大学等については、4月から始まる給付型奨学金制度の活用が図られるよう努めて参ります。
20	P 3 1 地域の方々の参画	コミュニティスクールを進めることで地域住民が学校活動に協力する中で子どもたちとの繋がりをつくる必要がある。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
21	P 3 3 愛育班員	自治体によっては愛育会を抜けているところもあるようですが活動の推進をしてほしい。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
22	P 4 3 連携・協働	連携・協働の対象として、医療機関も入れてはどうか。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見いただいたとおり、医療機関を連携・協働の対象とさせていただきます。
23	P 4 6 地域コーディネーター	色々な部署、団体が関わっていますが、整理するコーディネーター育成を急いでほしい。	1	【その他】 平成30年度、令和元年度に市町村ごとに養成した地域コーディネーターを中心に、今後、地域の実情に応じたネットワークの全27市町村における構築に向けて、施策を進めて参ります。
24	P 5 0 子どもの貧困対策の支援制度（公的・民間）	個人でもできる支援方法を考えてほしい、ドリンクを買うと10円は支援金になるとか、全県民	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
		に貧困は自己責任ではないと周知し支援のキャンペーンを行っては？		
25	P 5 0 子ども食堂	食べに来るだけではなく、配膳・片付け子どもでも可能な手伝いをお願いしてみても、そういう場で当事者同士の繋がり・交流、話を聞く中で、足りていない支援を提供できれば良いと思う。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
26	P 1 9 5 具体的支援の課題 ④ 学校プラットフォーム重要 関連P 2 5、P 4 3、P 4 9、P 5 0	学校をプラットフォームにするならば各学校の中に「教師・SSW・自治体福祉担当・地域の支援団体(者)」の4者などでつくる「子ども貧困対策班」(仮)を置き、週1回、月1回の会議を設定すべき。学校が場所を提供し「地域子ども貧困対策班」(仮)が支援実施の軸になるべきです。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
27	P 2 5 (1) ②ア)のスクールソーシャルワーカー・・・	SSWの人数を教育事務所単位ではなく、「各福祉事務所に1～2名の配置」(甲府市は2名、他の市は1名、町村は別)とすべきです。 高校は各高校に1名ずつ配置すべきです。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
28	P 1 9、P 2 0 第2章 子どもを取り巻く現状と課題 5 具体的な支援の課題 (1) ③ 就学のための各種支援制度の継続実施について ⑤大学等の進学支援	「高等学校等入学準備サポート事業」「高等学校等奨学給付金」などの希望が多いのなら、「継続」ではなく「増額」または対象人数拡大をすべきではないでしょうか。 今年4月からの授業料の減免及び給付型奨学金が拡充されても枠に入れなかった場合は、県の給付型奨学金を増やして対応することを望みます。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
29	P 2 0 第2章 子どもを取り巻く現状と課題 5 具体的な支援の課題 (2) ②朝食の欠食への対応	いつ・誰が・何をして、欠食率を下げるのですか。	1	【記述済み】 P 3 6の(2)の②、P 4 5の(2)、P 5 0の(1)の②などの施策を進める中で、欠食率の改善に努めて参ります。
30	P 2 5 第4章 具体的な施策の方向性 1 教育支援 (1)子どもの貧困対策のプラットフォームとした総合的な子どもの支援の展開	子どもの貧困対策を進めるにあたって、教職員やスクールカウンセラーの増員をして、いくべきでないでしょうか。研修会より、もう一步すすめた計画を望みます。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
31	P 2 6 第4章 具体的な施策の方向性 1 教育支援 (2) 貧困の連鎖を防ぐための就園・就学支援の充実 ②就学支援の充実 ア)	市町村と連携して周知の充実を図るとありますが、ぜひ、67.9%を100%にしてほしい。くらしに困っている場合は就学援助がすぐに行われるよう、多くの子どもが支援を十分受けられるようにしていただきたい。範囲や支援の内容を広げるべきだと思います。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
32	P 3 0 第4章 具体的な施策の方向性 1 教育支援 (4)生活困窮世帯等への学習支援	①イ)「保護者や地域住民の協力を得て学校の授業における学習支援活動を実施する」とありますが、子どもの学習支援をするのに、先生と異なる教え方をしたり、知らず知らずのうちに子どもの情報を他に広げたりすることになれば逆効果です。また、地域によって協力者が見つからない場合は協力者のいる所と差が出てしまいます。	1	【その他】 ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
33	P 3 4 2 生活の安定に資するための支援 (1)保護者の生活支援	「講師養成講座」の文章の意味がよく分かりません。	1	【その他】 次のとおり修正します。 育ての不安や悩みを解消し、自信をもってわが子に向き合い、子育ての楽しさを実感できる親が増えるように、教材「ワクワク子育て親育ちプログラム」の活用促進を図ります。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
34	P 3 4 2 生活の安定に資するための支援 (2) 子どもの生活支援	②ア) フードドライブというのは、インスタント麺やレトルト食品、乾物などを中心に扱っています。ここにあるような「必要な栄養量が確保」「健やかな発育・発達」を支援できるのでしょうか。	1	【その他】 栄養状態や生活状況等が厳しい状態の子どもやその家庭に対して、フードドライブにより集められた食料を提供できる仕組みが成り立っており、こうした方への必要な栄養量の確保と健やかな発育・発達に役立てられています。 フードドライブで集まった食料にはインスタント麺やレトルト食品などのほか、米や缶詰などの加工食品も含まれることから、子どもや家庭の状況に応じた食料を提供することが必要と考えます。
35	P 4 3 第5章 各種機関、団体等との連携・協働 2 連携・協働の基本的な考え方 (1) 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとした活動の定着化	様々な具体事例があげられていますが、さらに仕事が増え教職員の負担がさらに大きくなるのではないのでしょうか。必要な人材を公的な立場から出さなければ具体的な活動は難しいと思われまます。	1	【その他】 学校を地域の活動の場として提供していただくものであり、そこでの活動には必ずしも教職員が関わる必要はないと考えます。
36	全体	5年間で何をするのか。人的整備・増員、財政的支援・具体的な金額、対象になるのはどのような子どもたちか、5年間のスケジュール・計画の進め方が分からない推進計画です。新たに増やす支援・サービスは何でしょうか。 今ある制度やサービスの列挙、誰もが受けられるサービスも提示されている(1教育(1)③2生活(1)①ア)イ)ウ)エ)カ)キ)③イ)④ア)(4)②(5)①3保護者の職業安定(2)①ア)イ)③イ)(3)①ウ)エ)オ)4経済支援(1)①ウ)など、たくさんあります)。それでは貧困対策推進計画作成の意味がありません。あえて文章にしなかったところもたくさんあ	1	【その他】 P 5 5にあるとおり、山梨県子ども・子育て会議や山梨県子育て支援推進本部において、その進捗状況や効果を検証しながら本計画の実効性を高め、指標の改善を目指し、子どもの貧困対策を推進して参ります。 調査についてのご意見は、今後の施策立案の参考にさせていただきます。

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
		<p>りますが、例えば「保護者の就労支援相談は昨年〇〇件、うまく就労できたのが〇件、次年度は〇%増やすのが目標。就労支援の対象は生活保護受給者・ひとり親など〇〇人、そのうちの〇〇人と懇談し〇〇人と実質的な就労にかかわる相談ができた。それにかかわるスタッフは現在〇〇人で次年度は〇%増員して解決にむける。」という推進計画でなければ、実践していくことが難しいと思います。</p> <p>P52、P53にある指標では、県がつかみきれていない数値がたくさんありますが、それらの数値については近いうちに調査してください。ようするに、P54にある指標には空欄のところもありますが、この13項目が推進計画ということでしょうか。目標値が入っていません、目標値を入れてください</p> <p>県内どこに住んでいても必要な親・子どもに支援が受けられるように、子どもの貧困対策推進にふさわしい対象や具体策を明記してください。</p>		
37	P23 1 計画の基本理念 2 計画の基本方針	<p>「県、市町村、支援機関、民間団体、地域住民等」と連携する対象が記載されていますが、学校を追加してください。※市町村とは別に明示して記載して頂きたいと思えます。</p>	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見いただいたとおり、学校を連携・協働の対象とさせていただきます。
38	P25 1 教育の支援	<p>貧困線の上下に関係なく学校に子どもを通わ</p>	1	【その他】

県民意見提出制度による意見とそれに対する県の考え方
【やまなし子どもの貧困対策推進計画（素案）】

No.	該当箇所	意見概要	意見数	県としての考え方
	① 教職員に対する啓発	せる全ての家庭に配慮した取組であると考えます。NPO法人等と密接に連携していくことで実現のハードルは下がるのではないのでしょうか。		ご意見は今後の施策立案の参考にさせていただきます。
39	P 4 6 （3）支援制度（公的・民間）の周知と活用促進	アウトリーチ・伴走型支援の図には学校が記載されていますが、本文の中にはありません。子どもと直接接する学校がNPO法人等の各機関と接続することは、有効だと考えます。連携対象として学校を明示してください。	1	【修正加筆等意見反映】 ご意見いただいたとおり、学校を連携・協働の対象とさせていただきます。
40	P 4 8～P 4 9 （5）市町村の計画策定と取り組みの促進	P 5 4 の表中に地域ネットワークの構築数 27 市町村とされていますが、すぐにでも浸透するように実施のための具体的な取組を追加してください。活動の回数など成果が数値化して見えるようにしていただきたいと思います。	1	【記述済み】 P 4 9 から P 5 1 の具体的な施策の方向性に基づいて進めて参ります。